

仕 様 書

件名	(単価契約) 一般廃棄物及び産業廃棄物並びに土砂の収集運搬業務 (令和8年7～9月分)
実施場所	左京土木みどり事務所 (京都市左京区高野竹屋町4番地)
予定数量	収集運搬業務: 4日
契約期間	契約の日から令和8年9月30日まで
契約条件	<p>1 総則</p> <p>受託者 (以下「乙」という) は、京都市契約事務規則、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (以下「廃掃法」という)、労働基準法及び労働安全衛生法等を遵守するとともに本仕様書に基づき完全に履行すること。</p> <p>2 業務内容</p> <p>左京土木みどり事務所のストックヤード (別紙参照) にある一般廃棄物 (燃やすごみ)、産業廃棄物 (コンクリートがら等) 及び土砂の収集運搬業務を行う。</p> <p>(1) 作業条件</p> <p>ア 収集運搬する一般産業廃棄物、産業廃棄物及び土砂の積込み作業は、乙が行うこと。ただし、積込みについては、当事務所所有のホイールローダを使用することも可能である (操作に当たっては、小型車両系建設機械特別教育の資格を要すること) が、緊急時には、自社所有の代替のホイールローダを準備できること。使用に際しては、双方で協議する。</p> <p>イ 収集運搬業務の作業日における作業時間は、開庁時間内を基本とし、別途協議する。</p> <p>開庁時間: 8時30分から17時15分</p> <p>ウ 一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬作業の実施にあたっては、必要に応じて、当事務所担当者への聞き取り、現地確認を行い、必要な車両、人員を確保すること。</p> <p>(参考) 4tダンプ車等 1台 作業員1人</p> <p>エ 乙は、収集完了後、収集地点を清潔に保つよう心掛けること。</p> <p>オ 乙は、産業廃棄物収集運搬業許可証に記載の収集運搬に基づき適正に収集運搬すること。</p> <p>カ 乙は処分場において、搬入された一般廃棄物及び産業廃棄物を適正な方法で計量すること。</p>

契約条件

キ 他事業所等や委託事業者の廃棄物等と混載して収集運搬しないこと（当事務所の廃棄物の収集運搬に限る）。

ク 乙は、収集運搬業務の実施にあたり、必要なことについては協議のうえ、京都市（以下「甲」という）の指示に従うこと。

ケ 1日の収集運搬上限数を3回とする。

コ 上記3回の内訳（3パターン）及び搬入先は以下のとおり。

- ① 一般廃棄物（燃やすごみ）3回
- ② 産業廃棄物（コンクリートがら等）3回
- ③ 一般廃棄物（燃やすごみ）2回＋土砂1回

種類	搬入先
一般廃棄物（燃やすごみ）	京都市南部クリーンセンター
産業廃棄物（コンクリートがら等）	契約先（甲が委託契約締結）
土砂	京都市埋立事業管理事務所

サ 積載重量及び交通法規を遵守すること。

シ 南部クリーンセンターに搬入の際には、乙において、インターネット又は電話による事前予約を行い、施設の搬入カードを甲から受け取ってから運搬すること。

ス 京都市埋立事業管理事務所に搬入の際には、施設の搬入カード及び搬入用紙を甲から受け取ってから運搬すること。

セ その他これ以外について、必要なことは甲乙協議のうえ、甲の指示に従うこと。

(2)受託者の条件

ア 乙は、収集運搬する産業廃棄物を対象とした廃掃法に基づく産業廃棄物の収集運搬の許可を持つ者であること。

イ 一般廃棄物の収集・運搬については、廃掃法施行規則 第二条に基づくこと。

ウ 使用する車両については、自社所有の営業用とすること（車検証写し提出）。

3 履行確認等

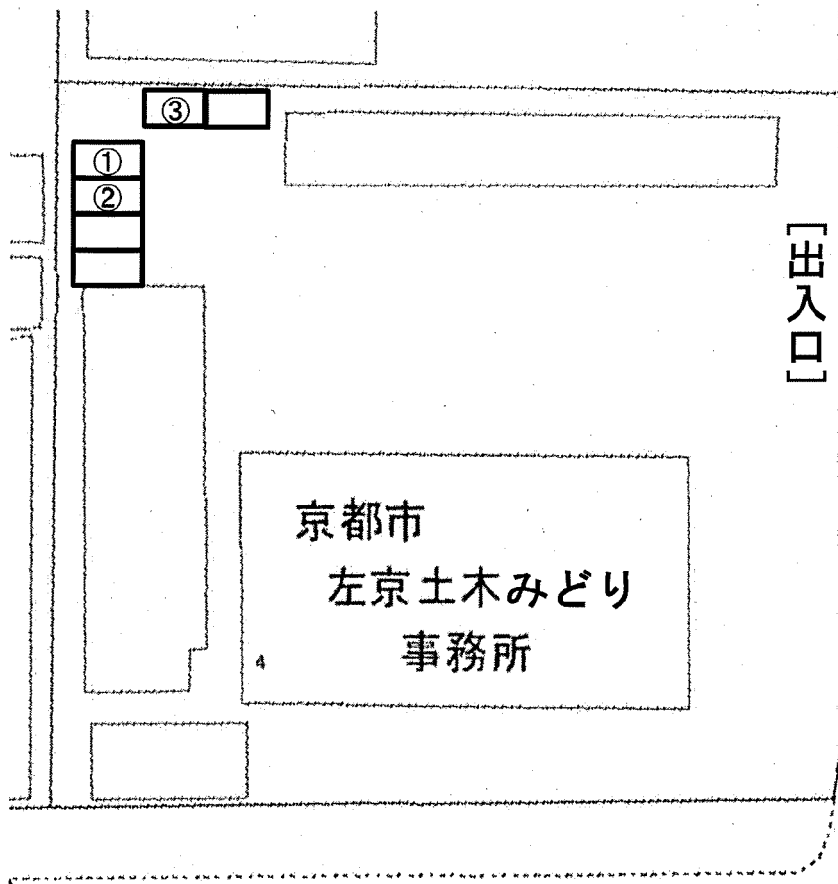
乙は、全ての業務の完了後に、完了届を甲に提出すること。

(1)乙の過失等により、左京土木みどり事務所の施設及び車両等に損傷を与えたときは、乙の責任において原状に復旧や損害賠償をすること。

(2) 契約解除を行う場合は、甲・乙いずれの責に帰するものであっても、乙は契約解除段階で受入れを行っていた一般産業廃棄物、産業廃棄物及び土砂については、その責において適正な処分の履行を行うものとする。

契約条件	<p>甲は、処分場及び搬入先に、立会いによる履行の確認を求めることができるものとする。乙はこれを拒むことはできない。</p> <p>(3) 契約期間は、甲が乙の事業所において適正な履行がなされているか、確認のため訪問することができることとする。確認日は、前日までに甲から乙に伝達されるものとし、乙はこれを拒むことができない。</p> <p>(4) 産業廃棄物（コンクリートがら等）の収集運搬について、処分先は甲が委託契約を締結するものとし、その際、契約書には産業廃棄物の収集運搬業許可証の写しを添付するものとする。</p> <p>なお、この業務の履行については、京都市建設局指定のマニフェストの様式を使用して提出すること。</p> <p>(5) 本仕様書に記載がない事項及び疑義が生じた事項については、速やかに甲乙間で協議すること。</p> <p>(6) 予定数量は過去の実績等によるものであり、大幅な増減が生じても本市は何ら補償しない。</p>
------	---

<当事務所平面図及びゴミ集積所図>



- ① 一般廃棄物 (燃やすごみ)
- ② 産業廃棄物 (コンクリートがら等)
- ③ 土砂